入 札 公 告

R 2 徳土 多々羅川 徳・三軒屋 緊急河川維持業務について入札後審査方式一般競争入札に付するので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6の規定により、次のとおり公告する。

令和3年2月26日

徳島県東部県土整備局長

1 入札に付する事項(電子入札対象案件)

- (1) 委 託 業 務 名 R 2 徳土 多々羅川 徳·三軒屋他 緊急河川維持業務
- (2) 路線名等多々羅川
- (3) 委 託 業 務 箇 所 徳島市三軒屋町東他
- (4) 委 託 業 務 概 要 施行延長 L=1, 120m 伐木工 A=17, 700m2
- (5) 委 託 業 務 期 間 契約締結日の翌日から110日間
- (6) 設 計 金 額 14,179 千円(税抜き)
- (7) 入札の失格及び無効 「入札後審査方式一般競争入札(価格競争)の共通事項」(以下「共通 事項」という。)の2及び3に示すとおりである。
- (8) その他
 - ① この入札は、原則として徳島県電子入札システム(以下「電子入札システム」という。)で行う。
 - ② この入札は、最低制限価格制度を適用する。
 - ③ 未公表の入札情報を不正に入手しようとした場合には、徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱(以下「入札参加資格停止措置要綱」という。)に基づく入札参加資格停止を行うことがある。

2 入札手続き等に関する事項

(1) 契約条項の閲覧等

入札手続き	期間	場所等			
契約条項の閲覧	令和3年2月26日(金) ~	徳島県徳島市南末広6-36 徳島県東部県土整備局 徳島庁舎			
	令和3年3月18日(木)	契約・指導担当			
設計図書等の電子閲覧 (全て)	令和3年2月26日(金) ~	徳島県電子入札ホームページ (徳島県入札情報サービス (県PPI))			
	令和3年3月17日(水)				
設計図書等に関する質問 書の提出	1回目 令和3年2月26日(金) ~ 令和3年3月3日(水)	徳島県徳島市南末広6-36 徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 河川・砂防整備第二担当 ファクシミリ 088-623-4026			
	2回目 令和3年3月4日(木) ~	E-mail toubu_ks_t@pref.tokushima.jp			
	令和3年3月8日(月)				
質問書に対する回答書の 電子閲覧	1回目 令和3年3月5日(金) ~	徳島県電子入札ホームページ (徳島県入札情報サービス(県PPI))			
	令和3年3月17日(水)				
	2回目 令和3年3月10日(水)				

令和3年3月17日(水)

- ※1:閲覧及び設計図書等に関する質問書の提出は、県の休日(徳島県の休日を定める条例(平成元年徳島県条例第3号)第1条第1項各号に掲げる日をいう。以下同じ。)を除く午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)とする。
- ※2:設計図書等に関する質問書は、書面によることとし、様式は任意とする。書面は電子メール、ファクシミリ(いずれも送信後に電話により受信について確認すること。)又は郵送により提出するものとし、持参によるものは受け付けない。

なお、質問書に対する回答は、回答書を徳島県電子入札ホームページ(徳島県入札情報サービス(県PPI))に掲載する。

- ※3:2回目の質問書提出期間には、1回目の質問書に対する回答について再質問も可能とする。
- ※4:入札公告,関係書類および図面等の全ての設計図書等の情報は徳島県電子入札ホームページ(徳島県入札情報サービス(県PPI))に掲載している。
- ※5:紙閲覧を希望する事業者は5(1)の問い合わせ先まで連絡すること。

(2) 入札書の提出等

入札手続き	期間・日時	場所等
入札参加資格審査申請書 等の提出	令和3年2月27日(土) 午前8時30分 ~ 令和3年3月12日(金) 午後5時	電子入札システム
入札書の提出	令和3年3月15日(月) 午前8時30分 ~ 令和3年3月17日(水) 正午	電子入札システム
開札執行	令和3年3月18日(木) 午前10時00分	徳島県徳島市南末広6-36 徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 3階入札室

※1:電子入札に関する運用・基準については、「徳島県電子入札システム運用基準」によるものとする。

3 入札に参加する者に必要な資格

この入札に参加する者に必要な資格(以下「参加資格」という。)は、共通事項の4に示す全ての事項及び次に掲げる全ての事項に該当する者であることとする。

- (1) 県内業者(建設業法(昭和24年法律第100号)上の主たる営業所が徳島県内にある者)であり、 令和2年度の徳島県建設工事一般競争入札参加資格業者名簿(以下「参加資格業者名簿」という。) に建設工事の種類が「土木一式工事」で登載されている者であること。
- (2) 次の要件のいずれかに該当する者であること。
 - ① (1)の参加資格業者名簿の「土木一式工事」の格付けが特A級、A級、B級又はC級の者であり、かつ、建設業法上の主たる営業所の所在地が参加資格業者名簿の地域区分の「勝占」、「昭和・津田・新浜」又は「多家良」にある者であり、平成28年度から令和元年度までの間に徳島県東部県土整備局徳島庁舎で開札執行した一般土木工事において、参加資格業者名簿の地域区分の「勝占」における工事で指名実績を有する者であること。
 - ② (1)の参加資格業者名簿の「土木一式工事」の格付けが特A級、A級の者であり、かつ、建設業法上の主たる営業所の所在地が参加資格業者名簿の地域区分の「昭和・津田・新浜」にある者であり、令和元年度に徳島県東部県土整備局徳島庁舎で開札執行した一般土木工事において、参加資格業者名簿の地域区分の「昭和・津田・新浜」における工事で指名実績を有する者であること。
- (3) 申請者と直接的な雇用関係にある者を現場責任者として当該委託業務に配置できること。

4 入札参加資格審査申請書等

入札に参加しようとする者は、電子入札システムによる申請書提出を行う際、(1)に規定する入札参加資格確認資料(以下「確認資料」という。)を同時に提出しなければならない。 提出期間は3の(2)の期間とする。

(1) 確認資料

入札参加資格確認票(様式1)を提出すること。作成方法等は、共通事項の5に記載してある。

5 問い合わせ先

(1) 入札及び契約に関すること

徳島県徳島市南末広6-36

徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 契約・指導担当 (電話 088-653-8812)

(2) 入札参加資格及び工事内容に関すること

徳島県徳島市南末広6-36

徳島県東部県土整備局 徳島庁舎 河川·砂防整備第一担当 (電話 088-653-8933)

◆建設業法における工事現場の技術者制度

指定建設業(7業種) 許可を受けている業種 土木、建築、電気、管、鋼構造物、ほ装、造園工事			長, 造園工事業	その他の建設業(左記以外の21業種) 大工、左官、とび・土エ・コンクリート、石、屋根、 タイル・れんが・ブロック、鉄筋、しゆんせつ、 板金、ガラス、塗装、防水、内装仕上、 機械器具設置、熱絶縁、電気通信、さく井、 建具、水道施設、消防施設、清掃施設、解体工事業			
許可の区分		特定建設業		一般建設業	特定發	特定建設業	
元請工事における下請契約の合計額		4,000万円以上 (建築一式6,000万円)	4,000万円未満 (建築一式6,000万円)	4,000万円 (建築一式6,000万円) 以上は契約できない	4,000万円以上	4,000万円未満	4,000万円 以上は契約できない
工事現場の技術者制度	工事現場に配置 すべき技術者	監理技術者	主任技術者		監理技術者	主任技術者	
	技術者の 資格要件	①1級国家資格者 ②国土交通大臣 特別認定者	①1級・2級国家資格者等 ②指定学科卒業+実務経験者 (3年又は5年) ③実務経験者(10年)		①1級国家資格者 ②指導監督的 実務経験者	①1級·2級国家資格者等 ②指定学科卒業+実務経験者 (3年又は5年) ③実務経験者(10年)	
	技術者の現場 専任義務	公共性のある施設若しくは工作物又は多数の者が利用する施設若しくは工作物に関する重要な建設工事であって、請負金額が3,500万円 (建築一式7,000万円)以上となる工事					
.~	監理技術者 資格者証	必要※	不	要	必要※	不要	

[※]専任を要する監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けている者であって、監理技術者講習を過去5年以内に受講したもののうちから選任しなければなりません。(法第26条第4項) また、発注者から請求があったときは、監理技術者資格者証を提示しなければなりません。(法第26条第5項)